食物アレルギー対応フローチャート

別紙6

	保　護　者	保　育　所
除去食等の対応開始までの流れ	**①保護者からの申し出** 食物アレルギーと除去食の申し出	**②書類提出の依頼** 保護者に医師の診断書、変更届、個別対応票の提出を依頼
	③医療機関受診 医師が診断書及び変更届に必要事項を記入	
	④保育所に書類提出 記入済みの診断書と変更届、及び保護者記入の個別対応票を保育所に提出	**⑤書類の確認** 除去食の必要性、除去食品及び誤食時の対応についての確認
	⑥保護者と保育所の面談 保護者と保育所で面談を実施。除去の程度、誤食時の症状や対応方法、薬の種類等を確認	
		⑦食物アレルギー対応方針の協議 除去内容、誤食時の対応、薬の保管場所等を職員間で共通理解をし、必要時、主治医と連携をとる
	⑧保護者と保育所の面談 保護者に、給食対応や配慮、緊急時の対応などについて保育所での個別の取り組みプランを所長や担任が説明	
具体的な対応	**⑩除去食の確認** 除去の必要な食材・食品に赤色のペン等で印をつけて、保育所に提出	**⑨献立表のお渡し** 翌月の献立が決定後、献立表を1部渡す
	⑫除去食実施 個人献立表に応じて、除去食を提供	**⑪記載内容の確認** 提出された献立表を担任と調理師が確認。誤り等が無ければコピーを3部とる。1部はご家庭、1部は保育室、1部は調理室で管理。原本は職員室で保管
	⑬定期的な受診 受診の際には、事前に保育所に連絡して変更届を預かり、医療機関に受診記録を記載してもらい、速やかに保育所に提出	**⑭変更内容の周知・徹底** 除去内容に変更が生じた場合、直ちに関係職員に周知・徹底